

「居宅介護サービス」・「重度訪問介護サービス」

ホームヘルパーステーション鹿屋長寿園 利用契約書

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 契約の目的 .....	1
2. 契約の期間 .....	1
3. 介護計画及び契約支給量 .....	1
4. サービス内容 .....	1
5. 利用者負担額及び実費負担額 .....	1
6. 利用の中止、変更、追加 .....	2
7. 事業者の基本的義務 .....	2
8. 事業者の具体的義務 .....	2
9. 身元保証人 .....	2
10. 事故と損害賠償 .....	3
11. 契約の終了事由 .....	3
12. 利用者からの中途解約 .....	3
13. 利用者からの契約解除 .....	3
14. 事業者からの契約解除 .....	4
15. 苦情解決 .....	4
16. 協議事項 .....	4

ご利用者様氏名：

様

---

以下「利用者」という。)と社会福祉法人恵仁会 ホームヘルパーステーション鹿屋長寿園(以下「事業者」という。)は、利用者が事業者から提供される「居宅介護サービス」及び「重度訪問介護サービス」を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結します。

#### 第1条(目的)

本契約は、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とするとともに、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことを目的とした障害者総合支援法に基づく「居宅介護」及び「重度訪問介護」を適切に提供する事を定めます。

#### 第2条(期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の障害福祉サービス受給者証の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 第3条(「居宅介護計画」・「重度訪問介護計画」及び契約支給量)

事業者は、利用者の受給者証に記載された「居宅介護」及び「重度訪問介護」の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、その写しを利用者に交付します。利用者はいつでも「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。

- 2 事業者は、前項の「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
- 3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

#### 第4条(サービス内容)

事業者は、その指揮命令のもとに、「居宅介護」及び「重度訪問介護」従業者(以下、「ホームヘルパー」という。)を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護(重度訪問介護サービスのみ)並びに生活等に関する相談及び助言などのうちから前条に定める「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」にもとづいて適切にサービスを提供します。

#### 第5条(利用者負担額及び実費負担額)

利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者を支払います。障害者総合支援法に基づく介護給付費は、事業者が市町村から代理して受領します。

- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払います。

## 第6条（利用の中止、変更、追加）

利用者は、利用期日前において、「居宅介護サービス」及び「重度訪問介護サービス」の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時30分までに事業者申し出るものとします。

- 2 利用者が、サービスの実施日の前日午後5時30分以後に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。
- 4 契約者が入院された場合、退院後以前利用されていた曜日、時間では利用できない場合があります。又当時派遣していたヘルパーが引き続き入れるとは限りません。

## 第7条（事業者の基本的義務）

事業者は、利用者に対し、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。

- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

## 第8条（事業者の具体的義務）

（安全配慮義務） 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- 2 （説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3 （守秘義務） 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4 （身体拘束の禁止） 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 （記録保存整備義務） 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間（午前8時30分～午後5時30分）に契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又は、その複写物を交付するものとします。ただし、記録物を交付する為には、個人情報に関する開示請求書の提出をして頂きます。尚、複写に関しては実費負担して頂きます。

## 第9条（身元保証人）

契約者は、身元保証人を定めるものとします。ただし、身元保証人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

- 2 前項の身元保証人は、契約者の事業者に対する債務について、契約者と連帯して履行の責を負うものとします。
- 3 前項の債務について身元保証人の負担は、利用料金の24ヶ月相当である極度額 100,000円を限度とします。
- 4 身元保証人が負担する債務の元本は、本契約終了時に確定するものとします。
- 5 身元保証人から契約者の債務に関する請求があったときは、事業者は身元保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額に関する情報を提供します。
- 6 契約者に判断能力がない場合は、事業者は必要に応じて身元保証人へ生活上の意思決定の判断を確認します。
- 7 事業者は、契約者へのサービス提供において必要な場合には、身元保証人への連絡・協議等に努めるものとします。

## 第10条（事故と損害賠償）

事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

## 第11条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 三 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 四 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 五 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

## 第12条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

## 第13条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第8条1項から4項に定める義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### 第14条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 二 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 三 利用者がサービス実施地域外に転居した場合

#### 第15条（苦情解決）

利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

#### 第16条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

この利用契約書は、平成19年4月1日より施行する。

平成20年4月1日より施行する。

平成21年4月1日より施行する。

平成21年8月1日より施行する。

平成23年2月1日より施行する。

平成23年4月1日より施行する。

平成24年4月1日より施行する。

平成25年10月1日より施行する。

平成26年4月1日より施行する。

平成27年4月1日より施行する。

平成29年4月1日より施行する。

平成30年4月1日より施行する。

令和元年5月1日より施行する。

令和2年4月1日より施行する。

## 「指定居宅介護」・「指定重度訪問介護」利用契約書及び同意書

「指定居宅介護」・「指定重度訪問介護」サービス利用するに際し、利用契約書及び重要事項の説明及び交付を受けて、「指定居宅介護サービス」及び「指定重度訪問介護サービス」の提供開始に同意し、契約を締結します。

本契約を証するため、利用者及び事業者が署名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

説明者名 \_\_\_\_\_ 印

同意・交付年月日

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

<家族等（身元保証人）>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 続柄（ ） 印

<利用者代理人又は後見人（選任した場合）>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

<事業者>

事業所所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町45番52-3号

法人名 社会福祉法人 恵仁会 \_\_\_\_\_

事業所名 ホームヘルパーステーション 鹿屋長寿園 \_\_\_\_\_

管理者名

(契約担当者) 寒水 信博 \_\_\_\_\_ 印